

法規

安田女子大学

講義テキスト

担当講師

下田 武



S3 特別な管理を要する薬物等に係る法規範

麻薬、向精神薬、覚醒剤、覚醒剤原料の取扱い

麻薬及び向精神薬取締法

目的

第1条 この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入・輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

麻薬

規制対象物（麻薬）

●麻薬

あへんアルカロイド	モルヒネ、コデイン、ヘロイン、オキシメテバノール、エチルモルヒネ、N-アリルノルモルヒネ（ナロルフィン）
コカアルカロイド	コカイン、エクゴニン
合成麻薬	ペチジン、フェンタニルクエン酸塩 リゼルギン酸ジエチルアミド（LSD）

麻薬の製造に使用される「あへん」「けしがら」はあへん法で規制される

あへん：けしの液汁が凝固したもの及びこれに加工を施したもの

（医薬品として加工を施したものを除く）

けしがら：けしの麻薬を抽出することができる部分（種子を除く）

ヘロイン（ジアセチルモルヒネ）

極めて強い耽溺性を有することから、何人も取扱いが禁止されている

（ただし、麻薬研究施設の設置者と麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究用に一部取扱いが認められる）

麻薬研究者が製造する際にもその都度、厚生労働大臣の許可を得る必要がある

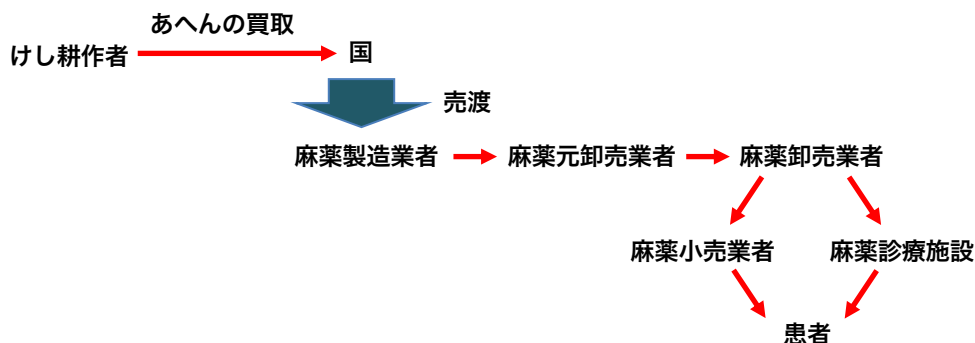
●家庭麻薬

1000 分中の 10 分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有し、これら以外に麻薬を含有していないもの

家庭麻薬製造業者は、コデイン及びジヒドロコデインを家庭麻薬の製造のために所持しており、他の麻薬取扱者への譲渡は禁止されている

家庭麻薬となったものの流通は、麻薬としての規制を受けない

●麻薬の流通ルート



麻薬取扱者：麻薬を取り扱うことができるもの

麻薬営業者

麻薬輸入業者	麻薬の輸入を業とする者 免許権者：厚生労働大臣 資格要件：医薬品製造販売業者
麻薬輸出業者	麻薬の輸出を業とする者 免許権者：厚生労働大臣 資格要件：医薬品製造販売業者、医薬品販売業者
麻薬製造業者	麻薬の製造を業とする者 免許権者：厚生労働大臣 資格要件：医薬品の製造販売業者、製造業者
麻薬製剤業者	麻薬の製造又は小分けを業とする者 免許権者：厚生労働大臣 資格要件：医薬品の製造販売業者、製造業者
家庭麻薬製造業者	家庭麻薬の製造を業とする者 免許権者：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任） 資格要件：医薬品の製造業者
麻薬元卸売業者	麻薬卸売業者に麻薬を譲り渡すことを業とする者 免許権者：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任） 資格要件：薬局開設者、医薬品の販売業者
麻薬卸売業者	麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者 免許権者：都道府県知事 資格要件：薬局開設者、医薬品の販売業者
麻薬小売業者	麻薬旋用者の麻薬を記載した処方箋により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者 免許権者：都道府県知事 資格要件：薬局開設者

麻薬旋用者

疾病の治療を目的で、業務上麻薬を旋用し、交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付する者

免許権者：都道府県知事

麻薬管理者

麻薬診療施設で旋用され、又は旋用のため交付される麻薬を業務上管理する者

免許権者：都道府県知事

麻薬研究者

学術研究上、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへんもしくはけしがらを使用することを必要とする者

免許権者：都道府県知事

麻薬の輸入・輸出

【原則】

麻薬輸入業者（麻薬輸出業者）でなければ、麻薬を輸入（輸出）してはならない

【例外】

自己の疾病の治療の目的で携帯して輸入（輸出）する場合：厚生労働大臣の許可が必要

【禁止事項】

ジアセチルモルヒネ（ヘロイン）及びその塩類、アヘン末は、何人も輸出入が禁止されている

麻薬の製造・製剤・小分け

	麻薬の製造	麻薬の製剤・小分け	家庭麻薬の製造・製剤・小分け
麻薬製造業者	○	○	○
麻薬製剤業者		○	○
家庭麻薬製造業者			○

麻薬研究者は、研究目的で麻薬の製造・製剤・小分けを行うことができる

【譲渡・譲受】

- ・麻薬卸売業者の譲渡先は、その業務所の所在地の都道府県の区域内という限定がある
- ・家庭麻薬製造業者は、麻薬の譲渡が禁止されている
- ・麻薬小売業者、麻薬診療施設までは、政府発行の証紙で封かんした状態で譲渡・譲受を行う
- ・麻薬小売業者又は麻薬旋用者から患者に渡るときは、封かんを外した麻薬でなければ交付できない
- ・麻薬の容器及び容器の直接の被包には、「㊞」の記号並びに製造や輸入等の年月日、麻薬の品目及び分量又は含量等の記載が規定されている
- ・病院、薬局まで麻薬が譲渡されるまでは、譲渡証、譲受証を交換する（保存は2年間）
- ・原則として麻薬小売業者間の譲渡は認められない
ただし、麻薬の在庫不足のため、調剤することができない場合に限り、不足分を麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬小売業者間で譲渡・譲受することができる
- ・医療従事者から患者へ麻薬が譲渡される場合
麻薬診療施設の開設者又は麻薬旋用者が旋用のため交付される麻薬を譲渡する
麻薬小売業者が処方箋により調剤された麻薬を譲渡する
- ・患者から医療従事者へ麻薬が譲渡される場合
使用しなくなった麻薬を麻薬小売業者、麻薬診療施設に譲渡する

【所持】

麻薬は麻薬小売業者、麻薬旋用者、麻薬管理者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者が所有することができる

【使用及び旋用】

麻薬旋用の目的：原則として治療

治療以外で 사용할 ことができる場合に中毒者に対する旋用

中毒の診断：ナロルフィン 中毒症状の緩和と治療：メサドン

【麻薬処方箋】

麻薬小売業者から患者に麻薬を譲渡する場合には、麻薬処方箋が必要

麻薬処方箋には、患者の氏名、麻薬の品名、分量、用法・用量、患者住所、麻薬旋用者免許証番号等が記載されている

麻薬の取扱い

【管理】

- ・ 2人以上の麻薬旋用者がいる麻薬診療施設には、原則として麻薬管理者1人が必要
- ・ 医師、薬剤師は、都道府県知事の許可を得ることにより麻薬管理者になることができる

【保管】

- ・ 麻薬の保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く）と区別し、麻薬事務所内の**かぎをかけた堅固な設備内**に貯蔵して行わなければならない

【廃棄】

対象となる麻薬	廃棄と届出
調剤された麻薬以外	麻薬廃棄届 都道府県知事に事前に届出、当該職員立会いのもと廃棄
調剤された麻薬	調剤済麻薬廃棄届 麻薬管理者が麻薬診療施設の他の職員の立会いのもと、回収困難な方法で廃棄する 廃棄後 30 日以内に届出
使用後の残液	届出：なし 麻薬管理者が麻薬診療施設の他の職員の立会いのもと、回収困難な方法で廃棄する

【事故の届出】

滅失、盗取、所在不明などの**事故が起きた時**、品名、数量、事故状況について、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬旋用者、麻薬管理者、麻薬研究者は都道府県知事に、他の取扱者は、厚生労働大臣に届け出なければならない

【記録、届出】

麻薬小売業者の場合

薬局に帳簿を備える

- ・ 譲り受けた麻薬の品名、数量、その年月日
- ・ 譲り渡した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く）の品名、数量、その年月日
- ・ 調剤、廃棄、事故等で届け出た麻薬の品名、数量、その年月日について記載し、この帳簿を最終記載日から **2 年間保存**する
- ・ 麻薬の品名、在庫量、譲渡・譲受した麻薬の品名、数量などを毎年 11 月 30 日までに都道府県知事に届け出なければならない

【広告】

麻薬の広告は、医薬関係者を対象としたものを除き、禁止されている

向精神薬

第一種向精神薬

メチルフェニデート、セコバルビタール
モダフィニル など

第二種向精神薬

アモバルビタール、ブプレノルフィン
フルニトラゼパム、ペンタゾシン
ペントバルビタール など

第三種向精神薬

トリアゾラム、ジアゼパム、オキサゾラム
バルビタール、ゾルピデム、エチゾラム など

1 番大切な日なのに **もーだめだ**、**めっちゃ** **せこい** デート 第1種向精神薬
もーだめ：モダフィニル **めっちゃ**：メチルフェニデート **せこい**：セコバルビタール

フル パワーで **ペン** **ペン** **ブスとブレー** **アーモーバカ** 第2種向精神薬
フル：フルニトラゼパム ペン：ペントバルビタール ペン：ペンタゾシン
ブスとブレー：ブプレノルフィン アーモーバカ：アモバルビタール

向精神薬取扱者

向精神薬輸入業者	向精神薬の輸入を業とする者 免許権者：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任） 有効期間：5年
向精神薬輸出業者	向精神薬の輸出を業とする者 免許権者：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任） 有効期間：5年
向精神薬製造製剤業者	向精神薬を製造し、製剤し又は小分けすることを業とする者 免許権者：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任） 有効期間：5年
向精神薬使用者	向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外のものにすることを業とする者 免許権者：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任） 有効期間：5年
向精神薬卸売業者	向精神薬輸入業者以外の向精神薬取扱者へ向精神薬を譲り渡すことを業とする者 免許権者：都道府県知事 有効期間：6年
向精神薬小売業者	処方箋により調剤した向精神薬を譲り渡すことを業とする者 免許権者：都道府県知事 有効期間：6年
向精神薬試験研究施設設置者	国の設置する施設：厚生労働大臣の登録が必要 その他の施設：都道府県知事の登録が必要

向かいのマー君免許 とって **かし** を **どーんと** 購入
向かいのマー君免許：向精神薬 麻薬 免許 かし：覚醒剤、覚醒剤原料 指定 どーんと：毒物 登録

向精神薬の取扱い

向精神薬の輸出入

原則

向精神薬輸出（輸入）業者等が行うことができる

→向精神薬輸出（輸入）業者が**第一種向精神薬を輸出（輸入）**しようとするときは、その都度、**厚生労働大臣の許可**を受けなければならない

例外

自己の疾病の治療を目的として薬剤をもつての出国や入国については、注射剤以外の剤形であって一定量以下であれば**別段の手続きなく行うことができる**

製造・製剤・小分け

向精神薬製造製剤業者、向精神薬試験研究施設が行うことができる

譲渡・譲受・所持

【表示等】

向精神薬の容器及び容器の直接の被包には、「**Ⓐ**」の記号、向精神薬の品名、分量又は含量等の記載が必要である

【譲渡・譲受】

向精神薬小売業者は、**原則として向精神薬処方箋を保持する者以外の者に向精神薬を譲渡してはならない**

ただし、向精神薬営業者から譲り受けた向精神薬を返品する等は、この限りではない

【所持】

向精神薬営業者である向精神薬小売業者や病院等の開設者等は、向精神薬を譲渡することを目的に所持できる

管理

向精神薬営業所は営業所ごとに向精神薬取扱責任者を置く必要がある

向精神薬取扱責任者は、薬局管理者が兼務できる

保管

- 第 40 条** 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を、その向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設内で保管しなければならない。
- 2 前項の保管は、**当該向精神薬営業所において、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた施設内で行わなければならない。**

廃棄

- 第 40 条**
- 3 向精神薬取締者は、その所有する向精神薬を廃棄するときは、**回収することが困難な方法により行わなければならない。**

回収することが困難な方法：焼却、酸・アルカリによる分解、希釈、薬剤との混合など

事故の届出

向精神薬取扱者の事故の届出は、**免許権者に届出**なければならない

●届出を要する数量

末、散剤、顆粒剤	100g 又は 100 包
錠剤、カプセル剤、坐剤	120 個
注射剤	10 アンプル又は 10 バイアル
内用液剤	10 容器
経皮吸収型製剤	10 枚

業務に関する届出

輸入業者、輸出業者、製造製剤業者、使用業者	毎年 2 月までに厚生労働大臣 (地方厚生局長)
試験研究施設設置者	毎年 2 月末日までに 登録申請先に届出

業務に関する記録

向精神薬小売業者等は、以下の事項を記録し、その記録の日から **2 年間保存**しなければならない

- ①譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬の品名及び数量並びにその年月日
- ②向精神薬の譲渡もしくは譲受の相手方の氏名又は名称及び住所

●記録必要のないもの

第三種向精神薬 処方箋により調剤した向精神薬

広告

向精神薬の広告は、医薬関係者を対象とした広告を除き、禁止されている

覚醒剤取締法

目的

第1条 この法律は、覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤及び覚醒剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締りを行うことを目的とする。

覚醒剤

規制対象物（覚醒剤）

覚醒剤	フェニルアミノプロパン（アンフェタミン）及びその塩類 フェニルメチルアミノプロパン（メタンフェタミン）およびその塩類
------------	---

覚醒剤の流通に関する規定

覚醒剤製造業者	覚醒剤の製造及びその製造した覚醒剤を覚醒剤旋用機関又は覚醒剤研究者に譲り渡すことを業とする者 指定権者：厚生労働大臣（製造ごと）
覚醒剤旋用機関	覚醒剤の旋用を行うことのできる病院又は診療所 指定権者：都道府県知事
覚醒剤研究者	学術研究のため、覚醒剤を使用することができ、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚醒剤を製造することができる者 指定権者：都道府県知事

輸出入の制限

何人も、覚醒剤を輸入し、輸出してはならない

製造の制限

次の場合のほかは、何人も製造してはならない

- ・覚醒剤製造業者がその業務の目的のために行う
- ・覚醒剤研究者が厚生労働大臣の許可を受け製造する場合

譲渡・譲受

譲渡証と譲受証の交換が必要

覚醒剤製造業者、覚醒剤旋用機関及び覚醒剤研究者は、定められた容器に納め、政府発行の証紙で**封かんした覚醒剤**でなければ、譲渡・譲受を行ってはならない

【覚醒剤】 以下の場合以外は、覚醒剤を譲り渡し、又は譲り受けてはならない

- ・覚醒剤製造業者がその製造した覚醒剤を覚醒剤旋用機関及び覚醒剤研究者に譲渡する場合
- ・覚醒剤旋用機関又は覚醒剤研究者が覚醒剤製造者から覚醒剤を譲受する場合
- ・覚醒剤旋用機関で診療に従事する医師又は覚醒剤研究者が覚醒剤を旋用のため交付する場合

所持

以下の場合以外は覚醒剤を所持してはならない

- ・覚醒剤製造業者、覚醒剤旋用機関の開設者及び管理者、覚醒剤旋用機関で診療に従事する医師、覚醒剤研究者並びにそれらの補助者
- ・研究者や診療に従事する医師から旋用のため交付を受けた者

使用

以下の場合以外は覚醒剤を使用してはならない

- ・ 覚醒剤製造業者が製造に使用する場合
- ・ 覚醒剤旋用機関で診療に従事する医師が旋用する場合
- ・ 覚醒剤研究者が旋用又は研究に使用する場合
- ・ 旋用のため交付を受けた者が旋用する場合

保管

かぎをかけた堅固な場所

廃棄

所有する覚醒剤を廃棄するときは、その所在地の都道府県知事に届け出て当該職員立会いのもとに行う

事故の届出

速やかに、必要事項を指定権者に届け出る

記録

帳簿を備え必要事項を記録する（最終記帳日から **2 年間**保存）

広告

医薬関係者を対象とした広告は認められるが、一般人を対象とするものは禁止

覚醒剤原料

規制対象物（覚醒剤原料）

覚 醒 剤 原 料	10%を超える含有率のエフェドリン、メチルエフェドリン、その塩類
	10%を超える含有率のフェニル酢酸
	50%を超える含有率のフェニルプロパノールアミン、その塩類
	セレギリン リスデキサンフェタミン など

覚醒剤原料流通に関する規定

覚醒剤原料輸入業者	覚醒剤原料の輸入を業又は業務とする者 指定権者：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任）
覚醒剤原料輸出業者	覚醒剤原料を輸出することを業とする者 指定権者：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任）
覚醒剤原料製造業者	覚醒剤原料を製造すること（覚醒剤原料の精製、覚醒剤原料を他の覚醒剤原料にすること、及び覚醒剤原料の小分けを含む。）を業又は業務とする者 指定権者：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任）
覚醒剤原料取扱者	覚醒剤原料を譲り渡すことを業とすることができ、又は業務のため覚醒剤原料を使用する者 指定権者：都道府県知事
覚醒剤原料研究者	学術研究のため、覚醒剤原料を製造することができ、又は使用する者 指定権者：都道府県知事

【例外】

病院・薬局等は医薬品である覚醒剤原料に限り、特段の指定なく取り扱うことが認められている。

輸出入の制限

- ・覚醒剤原料の輸出入は原則禁止である
- ・覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者が、その都度厚生労働大臣の許可を受けて輸入、輸出することができる
- ・厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療目的で携帯して医薬品である覚醒剤原料を輸出入することができる

製造の制限

次の場合のほかは、何人も製造してはならない

覚醒剤製造業者、覚醒剤研究者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料研究者が製造する場合

譲渡・譲受

覚醒剤原料の業者間の取引：**譲渡証と譲受証の交換が必要**

譲渡証、譲受証の保管期間：**2年間**

病院等の医師等が旋用のため医薬品である覚醒剤原料を交付する場合、
薬局開設者又は病院等の開設者が処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡す場合、譲渡することが可能

所持

以下の場合以外は、覚醒剤原料を所持してはならない

- ・覚醒剤原料取扱者がその業務のため覚醒剤原料を所持する場合
- ・覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者が研究のため覚醒剤原料を所持する場合
- ・病院若しくは診療所の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設の開設者がその業務のため医薬品である覚醒剤原料を所持する場合
- ・薬局開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料及び当該調剤のために使用する医薬品である覚醒剤原料を所持する場合など

使用

以下の場合以外は、覚醒剤原料を使用してはならない

- ・覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者
覚醒剤研究者が業務や研究のため覚醒剤原料を使用する場合
- ・医師、薬剤師等が業務のために、医薬品である覚醒剤原料を旋用又は調剤のために使用する場合
- ・病院等の医師等から旋用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者が処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又は病院開設者等から譲り受けて使用する場合

保管・管理

保管：**かぎをかけた場所**

廃棄

原則：所在地の都道府県知事に届け出て当該職員の立会いのもとに行わなければならない

例外：病院等で診療に従事する医師等が旋用のため交付した医薬品である覚醒剤原料又は薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を廃棄した時は、30日以内に、必要事項を都道府県知事に届け出なければならない

事故の届出

速やかに、必要事項を指定権者等に届け出る

大麻、あへん、指定薬物等の乱用防止規制

大麻取締法

規制

大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品（ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く）並びに大麻草の種子及びその製品を除く）の栽培ならびに大麻の取扱い

大麻取扱者

大麻取扱者：大麻栽培者、大麻研究者

都道府県知事の許可が必要

有効期間：免許の日からその年の12月31日まで

規則

【輸出・輸入】

厚生労働大臣の許可を受けた大麻研究者のみが行うことができる

【所持、栽培、譲渡、譲受、研究のための使用】

大麻取扱者以外は禁止されている

【譲渡】

大麻研究者は、厚生労働大臣（地方厚生局長）の許可により他の大麻研究者に譲り渡すことができる

【施用】

大麻から製造された医薬品の施用・交付を受けることは禁止されている

【広告】

医薬関係者等向けのもののみが許されている

【記録】

大麻研究者は、研究に従事する施設に帳簿を備え、譲受等した品名及び数量並びにその年月日などを帳簿に記載し、最終記載日から2年間保存しなければならない

あへん法

目的

第1条 この法律は、医業及び学術研究の用に供するあへんの供給の適性を図るため、国があへんの輸入、輸出、収納及び売渡を行い、あわせて、けしの栽培並びにあへん及びけしがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締りを行うことを目的とする。

国の独占権

第2条 あへんの輸入、輸出、けし耕作者及び甲種研究栽培者からの一手買取並びに麻薬製造業者及び麻薬研究施設の設置者への売渡の権能は、国に専属する。

規制対象物

「けし」：パパヴェル・ソムニフェルム・エル

パパヴェル・セティゲルム・ディーシー

その他のけし属の植物であって、厚生労働大臣が指定するもの

けしがら：けしの麻薬を抽出することができる部分（種子を除く）

「あへん」：けしの液汁が凝固したもの及びこれに加工を施したもの
（医薬品として加工を施したものを除く）

けし栽培者

	目的	けしの栽培	あへんの採取
けし耕作者	国への納付	○	○
甲種研究栽培者	研究		×
乙種研究栽培者			

- ・ けし栽培者の許可権者：厚生労働大臣
- ・ 許可の有効期限は、許可の日から 1 年以内の 9 月 30 日まで

あへん及びけしがらの取扱い

【輸出・輸入】

あへん：原則として禁止、**国の委託を受けた者**が行うことができる

けしがら：**厚生労働大臣の許可を受けた者以外は禁止**である

【譲渡、譲受】

あへん：譲渡先及び譲受先は国であり、国以外は禁止である

【廃棄】

あへん：厚生労働大臣（地方厚生局長に委任）の許可を受けた者のみが行うことができる

けしがら：あらかじめ廃棄の日時、場所、方法を都道府県知事に届けなければならない

【吸食】

あへん又はけしがら：何人も禁止

指定薬物

中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に**保健衛生上の危害が発生するおそれがある物**（大麻取締法に規定する大麻、覚醒剤取締法に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬、向精神薬ならびにあへん法に規定するあへん及びけりがらを除く）として、**厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの**

- ・ 指定薬物を含有する物も規制対象となるが、サルビア ディビノラム以外の植物は規制の対象外
- ・ 個別の成分だけでなく、類似成分をまとめて指定する「**包括指定**」を行うことができる
- ・ 緊急を要する場合には、**薬事・食品衛生審議会の意見を聴かずに指定することができる**

規制

【供給者に対する規制】

医療等の用途に供する目的を除き、製造、輸入、販売、授与、又は販売もしくは授与目的の貯蔵もしくは陳列を禁止

●医療等の用途

疾病の診断、治療又は予防の用途

国や地方公共団体等の機関における学術的研究、試験検査

医薬品等を業務上取り扱う場所に立ち入り検査した際、収去した指定薬物の試験
犯罪鑑識の用途

【消費者に対する規制】

医療等の用途に供する目的を除き、所持、使用を禁止

【広告】

医薬関係者以外への広告を禁止

【検査】

疑いのあるものに対して検査を命ずることができ、結果が出るまで全ての流通を禁止することができる

医薬品医療機器等法の規定に違反して指定薬物を販売した場合
罰金以外に**懲役を課される**ことがある

毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法

目的

第1条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

規制対象物

特定毒物	四アルキル鉛、モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸塩類 など
毒物	シアン化水素、黄リン、ヒ素、水銀 など
劇物	塩化水素、水酸化ナトリウム、メタノール、クロロホルム など

毒物・劇物取り扱う者

製造業者 (毒物劇物営業者)	製造所ごとに都道府県知事の登録を受けた毒物劇物製造業者が、業として製造ができる 有効期間：5年間
輸入業者 (毒物劇物営業者)	営業所ごとに都道府県知事の登録を受けた毒物劇物輸入業者が、それぞれ業として輸入ができる 有効期間：5年間
販売業者 (毒物劇物営業者)	店舗ごとに、所在地の都道府県知事（保健所設置市の市長、特別区の区長）の登録を受けた毒物劇物販売業者が販売・授与又は販売もしくは授与の目的で貯蔵、運搬、陳列することができる ただし、製造業者が自社の製品を販売する際には、登録を受けることなく販売できる 有効期間：6年間 【取扱品目】 一般販売業：すべての毒物劇物 農業用品目販売業：農業上必要なもののうち厚生労働省令で定める毒物劇物 特定品目販売業：厚生労働省令で定める毒物劇物
特定毒物研究者	毒物に相当の知識をもち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、輸入し、又は使用できる者として都道府県知事（政府指定都市の長）の許可を受けた者
特定毒物使用者	特定毒物を使用できる者として、品目ごとに政令で指定された者 特定毒物は品目により使用者と使用目的が限定されている
業務上取扱者	業務上、毒物・劇物を扱う者 取り扱う際に氏名又は住所、事業場の所在地の届出が必要な者には、毒物劇物取扱責任者の設置、盗難、紛失の防止、容器、被包、貯蔵場所等の表示、事故の際の措置などの規定が準用される 【届出が必要な者】 ・電気メッキ業、金属熱処理業：無機シアン化合物とその製剤の使用 ・しろあり防除業者：砒素化合物とその製剤の使用 ・大量の毒物・劇物を運搬する事業

毒物・劇物の管理

次の者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらなければならない

- ・ 毒物劇物営業者
- ・ 届出を必要とする業務上取扱者

2つ以上の事業場が隣接する場合はこれらの施設を通じて1人でよい

【毒物劇物取扱責任者の資格】

- ・ 薬剤師
- ・ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- ・ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

【責任者の変更】

変更後、30日以内に登録者へ届出が必要

毒物・劇物の取扱い

【表示】

容器及び被包に「医薬用外」の文字

毒物：赤地に白色をもって「毒物」の文字 劇物：白地に赤色をもって「劇物」の文字



毒物劇物営業者は、その容器及び被包に下記に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない

- ・ 毒物又は劇物の名称
- ・ 毒物又は劇物の成分及びその含量
- ・ 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
- ・ 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない

【着色】

特定毒物：品目ごとに定められた色

農業用：あせにくい黒色

【容器】

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない

【貯蔵・陳列】

貯蔵・陳列する場所にも表示義務があるが、色の規定はない

貯蔵：毒物、劇物、その他のものと区別する、原則、かぎのかかる設備が必要

陳列：かぎのかかる設備が必要

【譲渡・譲受手続と交付】

交付制限

18歳未満の者

心身の障害により毒劇物による保健衛生上の危害防止の措置を適正に行うことができない者

譲渡人が

必要事項を書面に記載

毒物劇物営業者

引火性等のある毒物劇物を交付する場合
氏名、住所の確認が必要

譲渡人

毒物劇物営業者以外

引火性等のある毒物劇物
亜塩素酸ナトリウム（30%以上）
塩素酸塩類（35%以上）
ナトリウム
ピクリン酸

譲受人から必要事項を記載・押印した書面
を受け取らなければならない

●書面に記載される事項

毒物又は劇物の名称及び数量、販売又は授与の年月日、譲受人の氏名、職業及び住所、氏名、押印

●書面の保存

5年間

【情報の提供】

毒物劇物営業者は販売・譲渡の際に、譲受人に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない

（ただし、既に情報が提供されている場合その他厚生労働省令で定める場合は除く）

特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合も情報提供が必要である

【運搬】

毒物又は劇物を他に委託して運搬する場合、荷送人は運送人に対し、**事故の際に必要な措置等を記載した書面を交付**しなければならない

（ただし、1回の運搬につき1,000kg以下の場合にはこの限りではない）

【事故並びに盗難・紛失等のときの措置】

- 取扱いに係る毒物もしくは劇物等が飛散・漏れなどにより不特定多数の者について保健衛生上の危害が生じるおそれがあるとき

→保健所、警察署又は消防機関に届出

- 盗難又は紛失した時

→警察署に届出

【廃棄】

政令に定める技術上の基準に従って廃棄する

●廃棄の方法：公衆に危害が及ばない方法

中和、加水分解、酸化、還元、希釈、揮発、燃焼、地中に埋める、海水中に沈めるなど

特別な毒物又は劇物等の取扱い

興奮、幻覚又は麻酔性を有するもの

- ・トルエン
- ・酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤等

みだりに摂取、吸飲またはその目的で所持することを禁止している
この目的を知って販売した場合：罰則規定あり

さっきのエッチ **遠くから撮られ** **めっちゃ** **興奮**
さっきのエッチ：酢酸エチル 遠くから撮られ：トルエン
めっちゃ：メタノール

引火性、発火性又は爆発性を有する毒物・劇物

ピクリン酸、塩素酸塩（35%以上含有）、ナトリウムなど

業務その他の正当な理由なく所持することは、禁止されている
譲渡に際しては、原則として**譲受人の氏名、住所の確認が必要**であり、その記録を帳簿に記載し、**5年間保存**しなければならない

塩 **ビー** **ナッツ** **爆食い**
塩：塩素酸塩 ビー：ピクリン酸 ナッツ：ナトリウム

登録が失効した場合等の措置

- 15日以内：所有する特定毒物の品名及び数量を届出
- 50日以内：特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者に譲り渡すことができる

まずは YAKUZERO を体験！

ホームページの「プレミアムコース」のタグがついていない動画はサンプルとして無料視聴することができます。

※サンプル動画は YouTube のサービスを利用しているため、本申し込み後の有料プランとは動画の品質等が異なります。

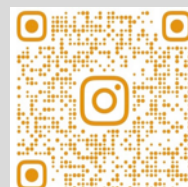
YAKUZERO ホームページへの

アクセスはコチラ

<https://yakuzero.com>



Youtube や SNS も、是非ご利用ください！



各プラン 料金表

コース	開講日	受講料		
		3月10日までの申込	4月15日までの申込	4月16日以降の申込
自宅で通学コース	5月7日～	275,000 円 (税抜 250,000 円)	385,000 円(税抜 350,000 円)	
オンライン授業コース	入金後即日		77,000 円 (税抜 70,000 円) 2回目以降は 55,000 円	99,000 円 (税抜 90,000 円) 2回目以降は 55,000 円

国家試験の相談等は、以下のメールアドレスまたは電話番号にご連絡いただければ対応させていただきます！

Mail : h.s.info@yakuzero.co.jp

TEL : 06-7172-6478

携帯 : 080-3795-3104

担当講師：波部 賢志（はべ さとし）

連絡の際に、「安田女子大学の5年生です！」とお願いいただくとスムーズにお繋ぎできます。

お気軽にご連絡ください！